

山鹿市臨時的任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

山鹿市長 早 田 順 一

## 山鹿市規則第 3 2 号

### 山鹿市臨時的任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市臨時的任用職員の任用等に関する規則（令和元年山鹿市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 9 条中「に、」を「の」に、「として、別表第 2 に掲げる休暇を付与する」を「については、一般職の職員の例による」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

様式第 1 号中「賃金」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。